

スーパーグローバル大学等事業
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援 中間評価要項

平 成 2 6 年 4 月 日

経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）により実施される「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の中間評価は、この評価要項により行う。

1. 評価の目的

グローバルな舞台に積極的に挑戦し、世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を強化する教育体制の整備を支援する「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の取組状況等を評価するとともに、本事業の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、本事業の適切かつ効果的な実施を促す。

2. 評価の時期

平成26年度に中間評価を実施する。

3. 評価の対象年度

原則として平成25年度末までの取組状況を対象とする。

なお、平成26年度の取組状況のうち、大学が積極的に記載する実績については、調書提出時までの実績を評価の対象とする。

4. 評価の体制

経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、中間評価を実施する。

なお、評価部会委員の構成は、委員会委員又は本事業の選定に係る審査を担当した者を中心専門家や有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

補助事業の進捗状況や中間目標の達成状況等の評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

(1) 評価項目

(I) 項目別評価

1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況について、事業の成果又は発展への課題など今後の展望を踏まえて評価を行う。

① 大学のグローバル化に向けた戦略と教育課程の国際通用性の向上

- ・大学の戦略的な目標等において、教育研究のグローバル化推進を明確に位置づけ、大学のグローバル化を推進しているか。
- ・全学的な教学マネジメントの下、シラバスの充実や多言語化、ナンバリングの導入など体系的なカリキュラムの整備、GPAなど厳格な成績評価とその活用、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修時間の増加・確保による主体的な学びの確立、などの単位制度の実質化を図り、学士課程教育の質的向上に取り組んでいるか。
- ・双向型授業やアクティブ・ラーニングなどの課題解決型の能動的学修を推進するものとなっているか。
- ・中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われているか。
- ・大学の教育環境のグローバル化に対応するため、招聘した外国人教員へのサポートや海外連携大学担当者との業務上の十分な対応が行える専門の職員の配置や既存の職員の能力向上を推進しているか。
- ・学内規程や手続書類など各種学内文書の多言語化を図り、教育環境のグローバル化への対応が図られているか。

② グローバル人材として求められる能力を育成するための大学の特色に応じた取組

（「SEND(Student Exchange - Nippon Discovery)」の取組を含む）

- ・大学の教育目的や特色に応じた魅力的な取組が実施されているか。
- ・大学の設定した目標の達成に必要な取組内容が実施されているか。
- ・取組内容が、これを含む教育課程において、体系的に位置づけられているか。
- ・国内外でのインターンシップによる企業体験等の機会確保や、産業界からの講師等の派遣など、必要に応じて産業界との連携が十分に図られているか。

③ 教員のグローバル教育力の向上の取組

- ・国際公募による外国人教員や海外の大学での教育経験又は国内大学で外国語による教育経験を有する日本人教員の配置など教育体制のグローバル化を図っているか。
- ・学内におけるグローバル教育力向上のための取組（海外大学からの講師招聘によるFDなど）を推進しているか。
- ・教員の教育力を評価する取組やその結果の人事への反映など教育力向上のためのインセンティブを図っているか。
- ・海外の大学における教育活動を通じたグローバル教育力向上の取組（海外協定大学での授業実施等の実践型研修など）を推進しているか。

④ 日本人学生の留学を促進するための環境整備

- ・入学時からの動機付けや留学にむけた学生の準備・計画作成支援などへ配慮された取組が実施されているか。
- ・単位取得を伴う海外留学プログラム等の開発を支援する体制は整備されているか。
- ・諸外国の大学の留学等に関する情報や奨学金に関する一元的な情報収集・提供、獲得にむけた取組が実施されているか。
- ・学生が海外留学するにあたり、修得可能な科目、帰国後の単位認定に関する基準や手続き等の情報が事前に提供され納得して参加すること（ラーニング・アグリメント）が可能となっているか。
- ・帰国後の学業生活に支障のないよう、留学中から帰国後におけるサポート（健康管理や学修管理など）に配慮されているか。
- ・産業界との連携等による留学中及び帰国後の就職支援に取り組んでいるか。
- ・緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生をサポートするリスク管理への配慮が行われているか。
- ・上記のサポートを高度に実施するための履修アドバイザー、サポートスタッフ等の配置や学内外での研修など体制の強化が図られているか。
- ・海外留学を促進する制度等の導入を推進しているか。

⑤ 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組

- ・入試において中等教育段階までの外国語力・留学経験等の適切な評価を行っているか。
 - a) TOEFL等のスコアの入試への活用又は既存入試の改善などにより、4技能（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）を適切に評価するものとなっているか。
 - b) 入学志願者の留学経験や在外経験等を適切に評価するものとなっているか。
- ・入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成など、効果的な語学教育を行っているか。
- ・学生の語学力向上度の測定（定期的（セメスターごと、学年ごと等）な4技能を適切に評価する語学力試験の実施等）による教育効果の分析と語学教育へのフィードバックが図られているか。

- ・外国語による論文作成（アカデミック・ライティング）能力の養成のための個別指導体制の導入や教育が行われているか。
- ・外国語で論理的に説明し、他者と議論できる力を養成するための少人数語学教育等が行われているか。
- ・留学先の大学で専門科目レベルの履修が可能な力を養成するための留学前準備教育が行われているか。

⑥ 構想の実現に向けた推進体制

- ・構想のマネジメントを統括する推進体制が学内に構築されているか。
- ・構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための学生や外部有識者による評価に取り組んでいるか。
- ・取組を通じて得られた成果について、日本語及び外国語での公表（WEB サイト等）の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及が図られているか。
- ・（タイプAのみ）他の大学と連携した取組の実施や産業界との連携によるシンポジウム等の開催など、国内大学のグローバル化を先導する大学として、他の大学のグローバル化推進に貢献する取組が実施されているか。

⑦ 留意事項への対応

- ・グローバル人材育成推進事業審査結果における留意事項への対応を適切に行ってい るか。

2. 目標の達成状況

平成25年度末（平成26年度5月1日を含む）における次の目標の達成状況について評価を行う。

＜本構想において実現する達成目標の状況＞

- ① 設定した卒業時の外国語力スタンダードを満たした学生数
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数
- ③ 大学の教育目的・特色を考慮して設定したグローバル人材像を踏まえ、卒業時に学生が修得すべきとした具体的な能力を達成した学生数
- ④ その他本構想における取組の中間評価までの進捗状況

＜大学が目指す国際通用力向上のための具体的目標の状況＞

- ⑤ 日本人学生の海外留学生数・全学生に対する比率
- ⑥ 外国人留学生数・全学生に対する比率
- ⑦ 協定に基づく留学プログラムにおける派遣・受入学生数・全学生に対する比率
- ⑧ 外国語による授業※の実施率（外国語による授業/全授業数）
※日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。
- ⑨ 外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上教育研究に従事した日本人教員を含む）比率
- ⑩ 教員の博士号（外国における相当学位含む）取得率
- ⑪ 教員あたり学生数（S／T比）
- ⑫ 一定の外国語力スタンダード（TOEIC 800点等）を満たす事務職員の割合

3. 経費（補助金）の使用状況

1. 取組状況、2. 目標の達成状況を評価するにあたっては、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮の上、評価を行う。

（Ⅱ）総括評価

「（Ⅰ）項目別評価」における評価結果を踏まえ、事業の実績の全体について評価を行う。

（2）評価方法

中間評価は、委員会のもとに設置される「評価部会」（8. 評価体制に記載）において書面評価及びヒアリング調査（及び必要に応じて現地調査）を行い、その結果に基づく合議評価により実施される。（9. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

評価委員は、各事業について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果をとりまとめる。

- ・中間評価調書及び参考資料
- ・採択時の審査結果表
- ・構想調書

また、評価部会において、書面評価での疑問点及びヒアリング調査時に説明を求めたい内容等を「事前質問事項」として取りまとめる。

② ヒアリング調査

評価委員は、ヒアリング調査により、書面評価結果を踏まえた質疑応答等を行うことにより、採択プログラムの現状等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、ヒアリング調査にあたっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 現地調査

評価委員は、書面評価及びヒアリング調査の結果を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項があると判断されたプログラムにおいては、現地調査を行い、教育現場における教職員や学生との面談、関係施設の視察等を行い、評価に反映させる。

なお、現地調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

④ 合議評価

評価委員は、書面評価結果とヒアリング調査、現地調査を通じて得られた結果について合議評価をし、採択プログラムの評価結果や助言等をまとめることとする。

⑤ 評価の決定

評価部会は、各採択プログラムの評価結果をまとめる際に、構想の達成は困難であると判断されたプログラムについては、反論等の機会を設けて、計画の縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各プログラムの評価結果を決定する。

(3) 評価結果

中間評価結果は、下表の5段階の評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

(I) 項目別評価

1. 取組状況

評価	評語
S	構想の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	構想の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	構想の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	構想の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	構想の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

2. 目標の達成状況

評価	評語
S	目標を上回っており、優れた実績を挙げている。
A	目標を達成しており、順調な実績を挙げている。
B	目標をやや下回っており、一部改善を要する。
C	目標を下回っており、改善を要する。
D	目標を大幅に下回っており、抜本的改善を要する。

(II) 総括評価

評価	評語
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A	これまでの取り組みを継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取り組みがあると考えられ、成果を見込めない取り組みについては縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

6. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

① 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合

② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会は、各事業の中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価結果に応じて、4年目以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）に資する。

また、各事業に対しこの評価結果を開示するとともに、評価結果及び進捗状況等をホームページ等に掲載し、我が国大学におけるグローバル人材の育成に資する。

(2) 委員の氏名等の公開

① 委員会の委員の氏名は、予め公表する。

② 評価部会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名については、中間評価結果の公表後に公表する。

7. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

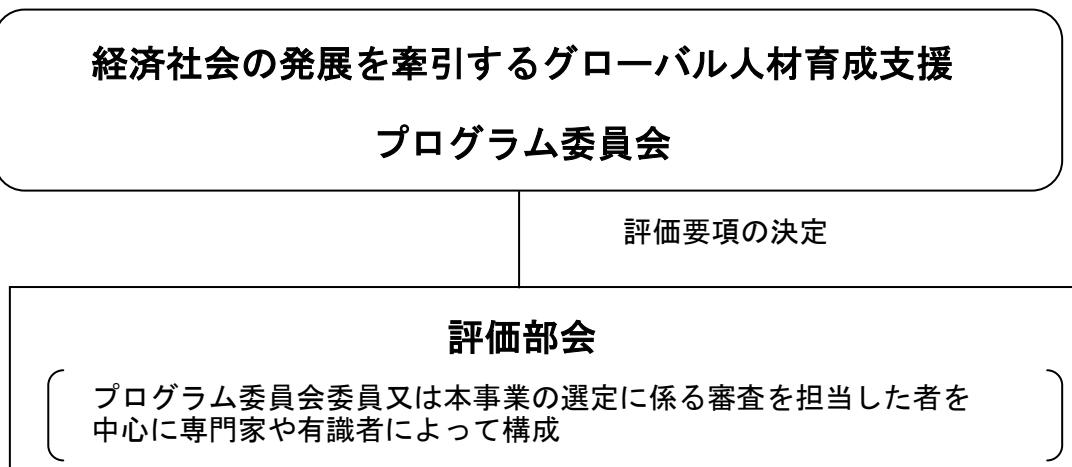
範囲

- ①委員等が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む）している場合
- ②委員等が当該大学の役員として在職（就任予定を含む）している場合
- ③その他、委員等が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

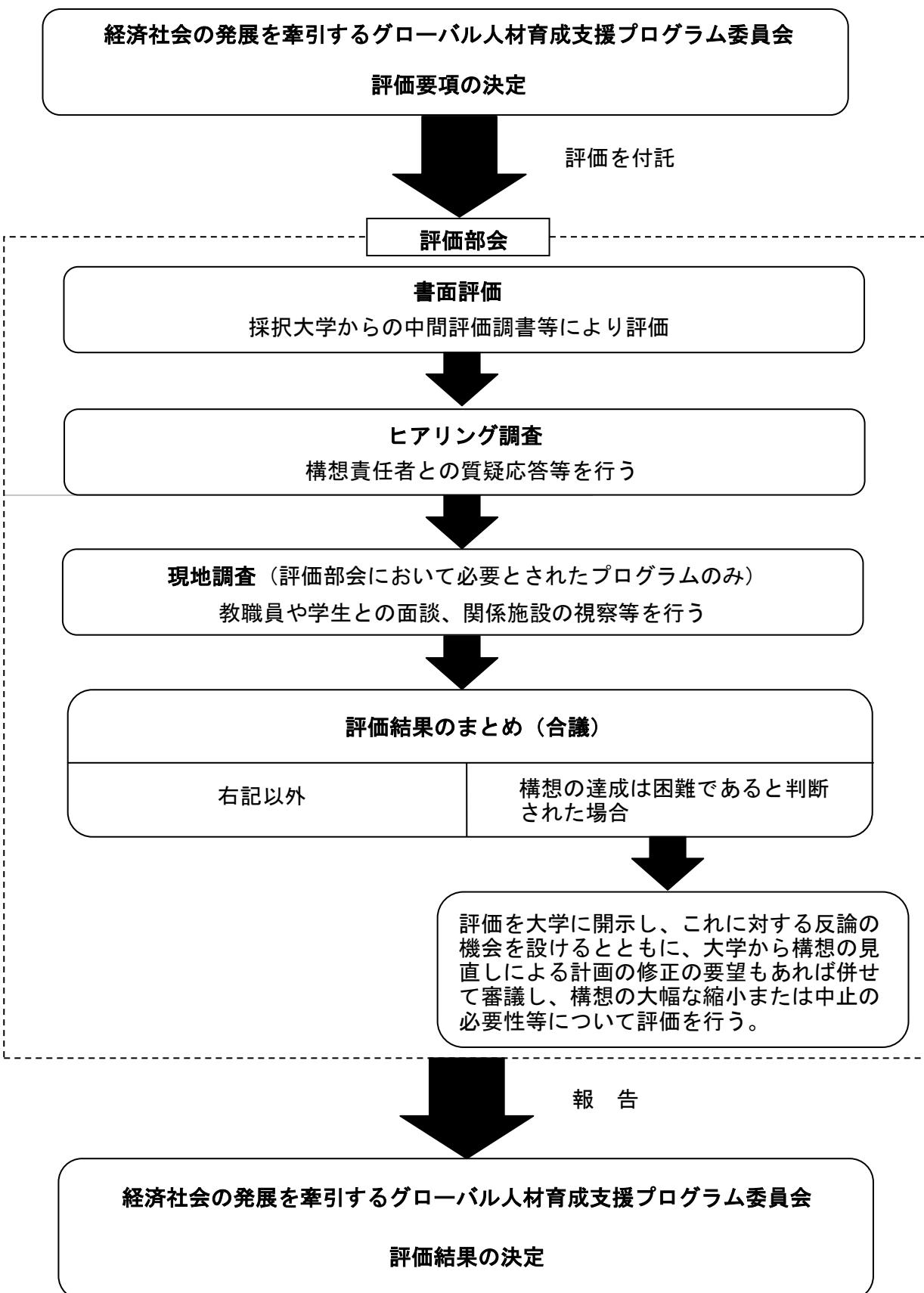
(2) 秘密保持

- ①評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ②委員等として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

8. 評価体制



9. 評価手順



10. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。